

2018年4月号 (Vol.30)

改正産業競争力強化法上の自社株対価 M&A と税制優遇措置の活用

I. はじめに

II. 特別事業再編計画と他の制度の比較

III. 事例の検討

IV. 終わりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 大石 篤史

TEL. 03 5223 7767

atsushi.oishi@mhmjapan.com

税理士 間所 光洋

TEL. 03 6213 8129

koyo.madokoro@mhmjapan.com

弁護士 緒方 航

TEL. 03 5220 1838

ko.ogata@mhmjapan.com

I. はじめに

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案が、現在行われている第196回通常国会で審議されています。改正後の産業競争力強化法（改正法案は未成立ですが便宜上、「改正産業競争力強化法」といいます。）では、自社株を対価とするM&Aについて、現行法で認められている会社法の特例（現物出資規制や有利発行規制等の適用除外をいいます。以下同じ。）の適用範囲が拡大されます。具体的には、現行産業競争力強化法においては、「公開買付けの方法」によって株式を取得する場合に限られているところ（現行産業競争力強化法34条）、改正産業競争力強化法は、「譲渡」による取得まで拡大されることとなります。

さらに、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、平成33年3月31日までに「特別事業再編計画」の認定を受けた自社株対価M&Aの場合、対象会社株主の株式譲渡損益の課税を繰り延べる旨の規定が、租税特別措置法に創設され（所得税につき、同法37条の13の3。法人税につき、同法66条の2の2、同法68条の86。）、自社株対価M&Aの支援措置が拡充されます。

本稿では、主に上記特別事業再編計画の税務上のメリットに焦点を当て、他のストラクチャーとも比較しつつ、その活用法について考察します。

TAX LAW NEWSLETTER

II. 特別事業再編計画と他の制度の比較

1. 特別事業再編計画の概要

特別事業再編とは、事業再編¹のうち、次のいずれにも該当するものと定義されています（改正産業競争力強化法 2 条 12 項）。なお、特別事業再編の要件は事業再編の要件を厳格にしたものであり、特別事業再編に当たれば事業再編の要件も満たします。

- ✓ 事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであること
- ✓ 他の会社の株式又は持分（外国法人の株式・持分又はこれらに類似するものを含みます。）の取得により、事業の全部又は一部の変更を行うものであること
- ✓ 当該株式又は持分の取得により、対象会社が関係事業者²（対象会社が外国法人の場合は、「外国関係法人」。以下同じ。）となること
 - 既存の関係事業者の株式を買い増す場合は、この要件を満たしません。
- ✓ 買収対価が自社株のみであること
- ✓ 買収対価が買収者の余剰資金を超えること³
- ✓ 新事業活動であって、下記の事業活動のいずれか4を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること
 - 新市場開拓事業活動⁵
 - 価値創出基盤構築事業活動⁶
 - 中核的事業強化事業活動⁷

以上の要件を満たした特別事業再編に係る特別事業再編計画について認定（改正産業競争力強化法 25 条）を受け、認定特別事業再編計画事業者となれば、前述のとおり当該特別事業再編計画に係る自社株対価 M&A においては、対象会社株主の株式譲渡損益に係る課税が繰り延べられます。

¹ 事業者が、その事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、一定の要件を満たすものと定義されています（改正産業競争力強化法 2 条 11 項）。

² 現行産業競争力強化法 8 条では、「事業者であって、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するもの」と定義されています。そして、主務省令において定める関係として (i) 50%以上株式等を保有する場合、(ii) 40%以上・50%未満株式等を保有し、役員等を 50%以上派遣している場合、(iii) 筆頭株主として 20%以上・40%未満保有し、役員等を 50%以上派遣している場合が定められています（産業競争力強化法施行規則 3 条）。

³ 具体的な算出式については、経済産業省令において定められる予定です。

⁴ 詳しくは、経済産業省による税制改正の解説資料

（http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf）をご参照ください。

⁵ 第 4 次産業革命により飛躍的成長が見込まれる未来投資戦略 2017 の「戦略 5 分野」等において、買収によって獲得する革新的な技術等を用いた新事業活動をいうとされています。なお、「戦略 5 分野」とは、①移動革命の実現、②サプライチェーンの次世代化、③FinTech、④健康寿命の延伸、⑤快適なインフラ・まちづくりをいいます。

⁶ 買収により獲得した経営資源を活用し、幅広い事業分野の事業者に必要な不可欠なものとして利用される商品又は役務を販売・提供する新事業活動をいうとされています。

⁷ 買収により事業ポートフォリオの転換（中核的事業の比率の一定以上の向上）を図る新事業活動をいうとされています。

TAX LAW NEWSLETTER

2. 他のストラクチャーとの比較

ここで、自社株対価 M&A を行う場合に想定される他のストラクチャーである、①株式交換及び②対象会社株式を現物出資することによる買収会社の新株発行（又は自己株式の処分。以下同じ。）と、特別事業再編計画に従った自社株対価 M&A とを比較すると、概ね下表のとおりになります⁸。

		株式交換	株式の現物出資	特別事業再編計画
会社法上の規制の適用 (有利発行規制・現物出資規制)		なし	あり	なし
株主総会 特別決議 の要否	買収会社	原則：必要 例外：不要（簡易要件を満たす場合）	原則：必要（非公開会社の場合。公開会社の場合であっても、有利発行に当たる限り ⁹ 、必要となる）	原則：必要 例外：不要（簡易要件を満たす場合）
	対象会社	原則：必要 例外：不要（略式要件を満たす場合）	不要	不要
税務上の 取扱い	対象会社 株主	自社株又は完全親会社株式のみを交換対価とするときは、株式譲渡損益につき課税繰り延べ	株式譲渡損益に課税	株式譲渡損益につき、課税繰り延べ
	対象会社	非適格の場合は、対象会社に時価評価課税	時価評価課税なし	時価評価課税なし
その他留意点		・全部買収に限る ・対象会社が日本の会社である場合に限る	・一部買収可 ・対象会社が海外の会社でも使用可	・一部買収可 ・対象会社が海外の会社でも使用可 ¹⁰

会社法上の規制の適用についてみると、株式交換及び特別事業再編計画についてはその適用がないのに対して、株式の現物出資による場合には適用があります。そのた

⁸ もっとも、従来我が国において自社株対価 M&A に対象会社の課税繰り延べ措置は設けられておらず、自社株対価 M&A が活発であったとは言い難い状況にありました。

⁹ 買収会社の株式の買取価格にプレミアムを乗せる場合は、有利発行にあたる場合が多くなります。

¹⁰ なお、認定の対象は「株式会社」に限られており、買収会社が海外の会社である場合は、認定は得られないと考えられます。

TAX LAW NEWSLETTER

め、株式の現物出資による場合は原則として裁判所に検査役の選任を申し立てる必要があり（会社法 207 条 1 項）、買収会社にとって負担が大きくなります。

株主総会特別決議の要否という点では、いずれの手段でも原則として買収会社において株主総会特別決議が必要とされます（株式交換においては対象会社においても原則として必要となります。）。もともと、株式交換と特別事業再編の場合、簡易要件¹¹を満たすことにより、買収会社の株主総会特別決議を省略できます。

税務上の取扱いについてみると、株式の現物出資による場合は対象会社株主に課税が行われるのに対して、株式交換（自社株又は対象会社株式を対象とする場合）及び特別事業再編計画による場合については、対象会社株主に対する課税は繰り延べられます。他方、後述のとおり適格要件を満たさない株式交換は、対象会社について時価評価課税が行われるのに対して、株式の現物出資や特別事業再編計画については、対象会社についての時価評価課税は行われません。

その他、株式交換による場合は全部買収に限られるという点も、買収会社にとっては負担となりえます。また、株式交換については対象会社が日本の会社である場合に限り、これらの制限は、株式の現物出資や特別事業再編計画にはありません。

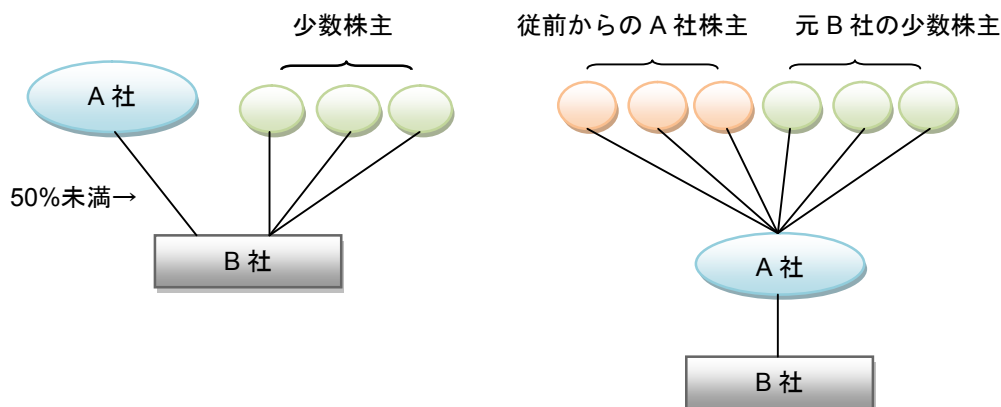
ここで、上記のような差が、具体的なストラクチャリングにおいてどのような影響を与えるかを、二つの事例を用いて考察いたします。

Ⅲ. 事例の検討

1. 事例①

A 社は、B 社を完全子会社にすることを検討している。A 社は現在 B 社の株式を有しているが、その保有割合は、B 社の発行済株式総数の 50% 未満である。また、B 社少数株主の一部は、A 社による完全子会社化に反対の意向を持っている。なお、A 社において B 社への役員派遣は行っておらず、A 社にとって B 社は、改正産業競争力強化法上の「関係事業者」に該当しない。

参考図 1（完全子会社化）



¹¹ 買収会社が交付する対価の額が、当該会社の純資産額の 20% 以下の場合をいいます（会社法 796 条 2 項）。

TAX LAW NEWSLETTER

(1) 株式交換を用いる場合の問題点

事例①において、B社少数株主の一部については、A社によるB社の完全子会社化に反対の意向を持っていることから、完全子会社化の方法としては株式交換が想定されます。

もっとも、株式交換を用いる場合、一定の要件を満たして適格株式交換とされない限り、B社の有する資産について、時価評価課税がなされます。時価評価課税とは、B社が非適格株式交換の直前の時において有する時価評価資産¹²の評価益又は評価損を、非適格株式交換の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入するものです（法人税法62条の9第1項）。

特に、A社のB社株式保有割合が50%を下回っている場合の適格要件については、一般に共同事業要件¹³と呼ばれ、当該要件を満たすのが困難である場合もあります。他方、50%を上回っている場合は、適格要件を満たすのが比較的容易となります¹⁴。そのため、いったん50%超まで買い増して適格要件を満たしやすくしたのちに、株式交換を行うといった二段階の取引とする実務上の工夫も見られます。もっとも、この50%超まで買い増すという過程において、対象会社株主について株式の譲渡損益に課税が行われます。

なお、B社の株主に交付される株式交換の対価が、A社又はその完全親会社の株式のみである限りは、B社の株主に対しては課税が繰り延べられます（所得税法57条の4第1項、法人税法61条の2第9項）。

(2) 特別事業再編計画を用いた場合

事例①で述べた二段階取引のうち的一段階目、すなわち対象会社株式を50%超まで買い増す際に特別事業再編計画を用いることができれば、対象会社株主に課税を繰り延べたまま適格要件を満たしやすくすることが可能です。その上で適格株式交換を行えば、全体として対象会社株主に課税を繰り延べつつ、対象会社の時価評価課税を避けて完全子会社化を実現できます。

なお、Ⅱ1で述べたとおり、特別事業再編の要件の一つとして、当該特別事業再編に係る株式の取得により、対象会社が買収会社の関係事業者になることが要求されています（関係事業者の定義については、前記脚注2をご参照ください。）。すなわち、当該株式取得の直前において、対象会社が買収会社の関係事業者ではなく、当該株式取得によって関係事業者化することが求められます。そのため、A社のB社株式保有割合が50%を下回っていたとしても、A社がB社に役員を派遣するなど

¹² 固定資産、有価証券、金銭債権等をいいます（法人税法62条の9第1項、法人税法施行令123条の11第1項）。

¹³ 具体的には、金銭等不交付要件、事業関連性要件、事業規模等要件、従業者継続従事要件、事業継続要件、株式継続保有要件、組織再編後完全支配関係継続要件が原則として必要とされます（法人税法2条12項17ハ、法人税法施行令4条の3第20項）。

¹⁴ A社にとってB社が支配関係（A社がB社の株式の50%超100%未満の株式を直接又は間接に保有している関係。）にある場合は、金銭等不交付要件、支配関係継続要件、従業者継続従事要件及び事業継続要件を満たすことで足りる（法人税法2条12項の17イ、ロ、法人税法施行令4条の3第17項～第19項）。

TAX LAW NEWSLETTER

して、B社がA社の関係事業者¹⁵に該当している場合には、特別事業再編計画を利用することができない点には注意が必要です。

(3) 小括

以上のとおり、事例①のようなケースにおいては、株式交換の適格要件を満たすことができない場合に、時価評価課税を避ける手段として、特別事業再編計画を活用することが考えられます。他方、事例①とは異なり、A社のB社株式保有割合が当初から50%以上である場合、A社による株式取得の前からB社はA社の関係事業者¹⁵ということになるため、特別事業再編計画を用いることはできません（取得により関係事業者になるという要件を満たさないため）。この場合は、株式交換の適格要件を満たすことが比較的容易となるため、適格株式交換を用いてB社株式を取得することが考えられます。

2. 事例②

非上場会社C社のオーナー一族であるDらは、グループ再編の一環として、Dらが発行済株式総数の100%を保有するE社に、C社株式を移転させることを検討している¹⁵。なお、C社の株主には、オーナー一族であるDらの他、第三者Fらが存在する。

(1) 株式交換・現物出資を用いる際の問題点

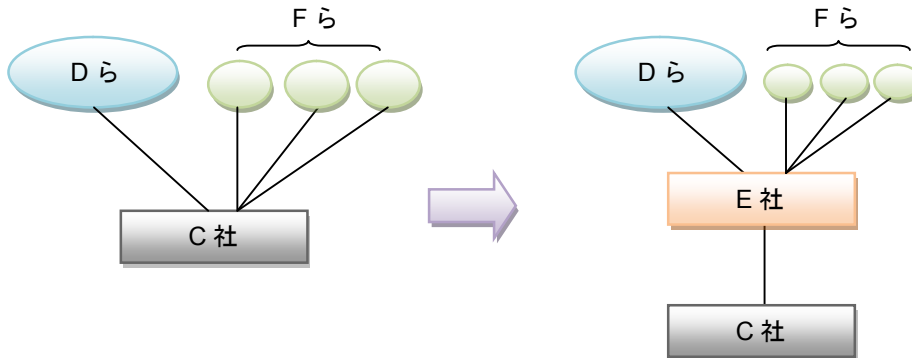
事例②で株式交換を用いる場合は、株式交換が全部買収に限られる点が不都合となりえます。すなわち、C社の株主にはオーナー一族に属さないFらが存在します。この場合に、E社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社、交換対価をE社株式とする株式交換を実行した場合、FらについてもE社の株主となってしまいます（参考図2）。Dらが、あくまでE社はオーナー一族のプライベートな会社におきたいと望む場合、そこに第三者Fらが株主として入り込むことが不都合となりえます。

他方、DらがE社に対してC社の株式を現物出資するという形にして一部買収を実現させると、Dらについて株式の譲渡損益について課税対象となります。

¹⁵ なお、副次的な効果として、この場合E社を介してC社株式を保有することにより、Dらの相続税の財産評価の際に、C社株式の含み益の37%に相当する額をC社株式の評価額から控除してE社株式の時価を計算できる可能性があり、相続税対策にもなりえます（財産評価基本通達186-2）。

TAX LAW NEWSLETTER

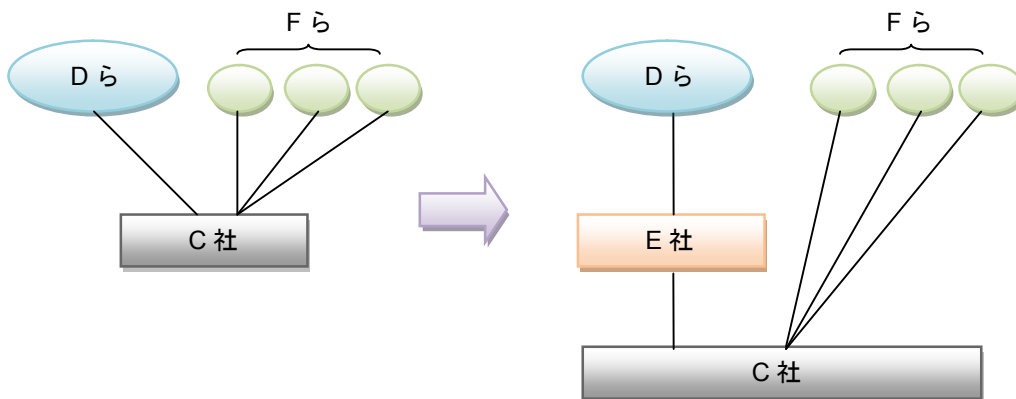
参考図 2 (株式交換による場合)



(2) 特別事業再編計画の利用可能性

以上に対して、事例②で特別事業再編計画を用いることができれば、Dらについて株式譲渡損益の課税を繰り延べつつ、E社によるC社の一部買収を実現することができます(参考図3)。また、株式交換はC社が日本の会社でないとい用いることはできないのに対して、特別事業再編計画であれば、C社が海外の会社であっても用いることができるという点も異なります。

参考図 3 (特別事業再編計画を利用する場合)



3. 留意点

もっとも、事例①のA社や事例②のE社が、特別事業再編計画事業者の認定を受けられるかは、その要件との関係で更なる検討・事例の蓄積が必要と思われます。上記の事例は、非上場会社間で行う比較的小規模の自社株対価M&Aや、グループ内再編を想定していますが、特別事業再編計画の要件(Ⅱ1)のうち、生産性の向上や事業活動に関する要件の充足性判断がどの程度厳格なものとなるかについては、現時点では必ずしも明らかではないためです。たとえば、特別事業再編の定義には、「事業者が、当該事業者と他の会社(中略)の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したもの」

TAX LAW NEWSLETTER

という要件があります。この、「経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用」という要件から、買収会社においてそれなりに内実の伴う事業活動を行っている必要があります。さらに特別事業再編によるシナジーが生み出されることも求められると考えられます。(純粋持株会社や資産管理会社で、事業活動を行うことが想定されていない会社は、この要件を満たさず認定を得られない可能性が高いと思われます。)。また、事業活動に関する要件(改正産業協力強化法2条12項2号)は抽象的であり、どのような事業活動であれば認定されるのかについても、現時点では必ずしも明らかではないといえます。

もっとも、法の目的が産業競争力の強化にあることを踏まえれば、究極的には当該M&Aによって生産性がいかに・どのように向上するかを説得的に説明するかが重要になってくると考えられます。

IV. 終わりに

以上のとおり、特別事業再編計画は、株式交換や現物出資にはないメリットを有しており、活用することができれば税務上のメリットも大きいといえます。会社法の特例の適用範囲が拡大されたことも併せ、自社株対価 M&A の活性化が期待されます。また、必ずしも大規模な自社株対価 M&A だけでなく、非上場の会社間で行うような比較的規模の小さい取引においても、活用可能性を秘めていると考えられます(実際に、会社法の特例の適用範囲が公開買付けによる株式取得から相対取得まで拡大されたのは、非上場会社に対する自社株対価 M&A をも円滑化する趣旨とされています¹⁶)。今後どのような事案において認定が与えられていくか、施行後の事例の蓄積を注視する必要があります。

¹⁶ 詳しくは、経済産業省による改正産業競争力強化法案の参考資料
<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180209001/20180209001-11.pdf> をご参照ください。

TAX LAW NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「実務対応報告 36 号を踏まえて考える 有償ストック・オプションの法務・税務への影響」
- 掲載誌 旬刊経理情報 1511 号
- 著者 大石 篤史、飯島 隆博、村上 博隆

NEWS

- The Ninth Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers (ベスト・ロイヤー) による、The Ninth Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 60 名が選ばれました。Tax Law の分野では増田 晋弁護士と大石 篤史弁護士が選出されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com